

【学生および職員の対応について】

(第2版 2020-03-09)

1. 学内で感染疑い者（学生、教職員）が出たら
 - ① 即時帰宅させる
 - ② 自宅待機で届出チャートに従う（別添届出チャート参照）
 - ③ 教務課または人事課、保健センターにその旨を連絡

2. 学生（教職員）に感染疑い者が出たら
 - ① 自宅待機（各学部部署で対応、または保健センターが説明）
 - ② 症状を確認し、基本方針2（健康管理）および基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機になったなら、届出チャートに従う（別添届出チャート参照）

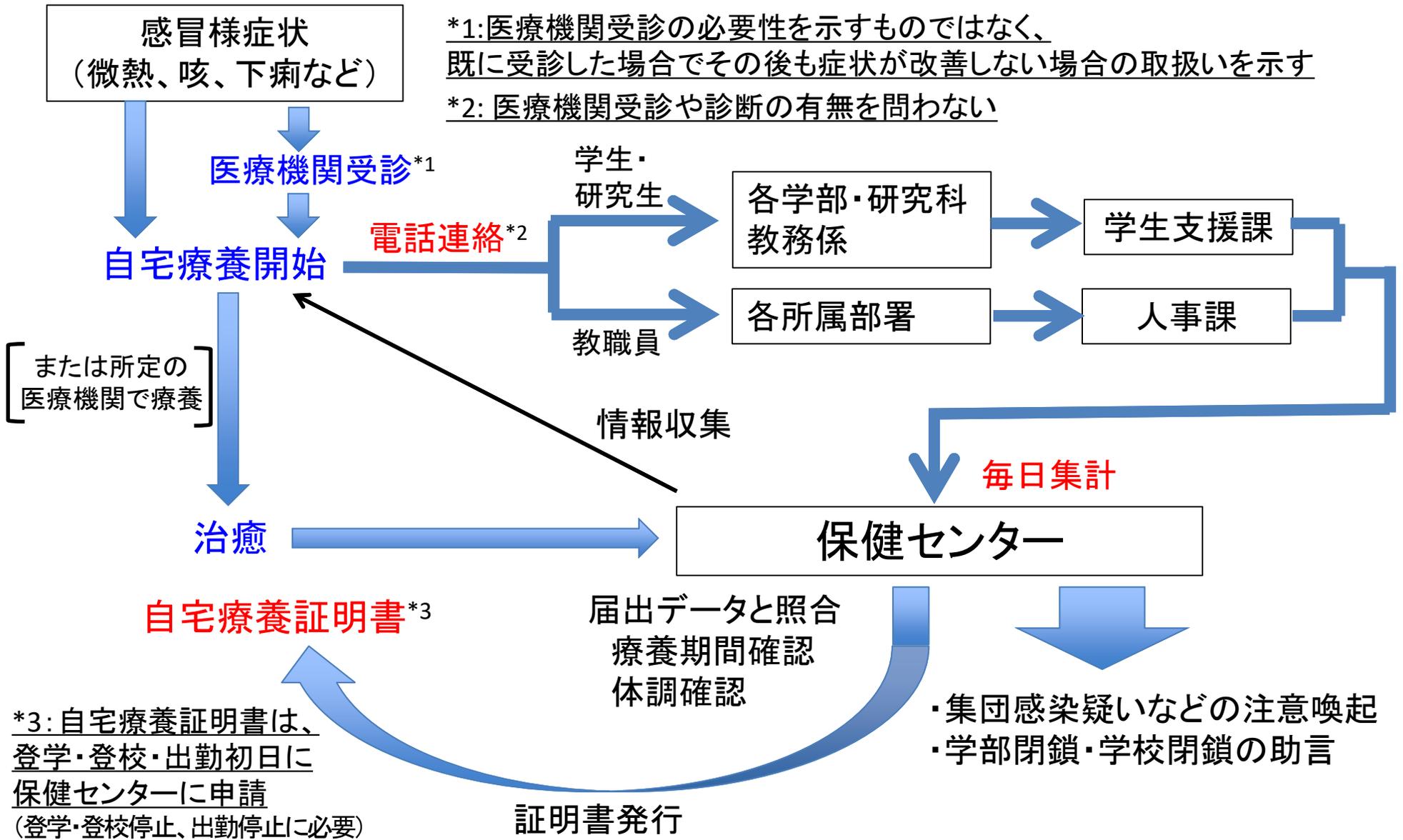
3. 学生（教職員）に感染者が出たら
 - ① 該当者が濃厚接触している可能性を確認
 - ② 濃厚接触者については、基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機および入院になったなら、届出チャートに従う

4. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染疑い者が出たら
 - ① 生活する部屋を分け、マスク、手洗いを徹底する
 - ② 感染疑い者の臨床症状が4日以上になった場合は COVID-19 感染検査を勧める。陽性なら学生または教職員は濃厚接触者と判断され、基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 陰性なら、そのまま様子を見る

5. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染者が出たら
 - ① 濃厚接触者と判断する
 - ② 基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
 - ③ 自宅待機および入院になったなら、届出チャートに従う

6. 臨床実習先に感染者または感染疑い者が出たら
 - ① 該当患者との接触状況を確認
 - ② 基本方針の2（健康管理の③）に該当する場合は濃厚接触者と判断し、基本方針の3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う。自宅待機の際は届出チャートに従う
 - ③ 基本方針の2の③以外では、基本方針2（健康管理の①、②）に従う。症状がなくても、場合によっては数日間の自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）を指示（保健センター判断）

新型コロナウイルス感染または感染疑い者の届出チャート



*1: 医療機関受診の必要性を示すものではなく、
既に受診した場合でその後も症状が改善しない場合の取扱いを示す

*2: 医療機関受診や診断の有無を問わない